

- (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級、2級、3級、4級の1
聴覚障害		2級、3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由		1級、2級の1、2級の2
下肢不自由		1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由		1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害		1級、3級
じん臓機能障害		1級、3級
呼吸器機能障害		1級、3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級
小腸機能障害		1級、3級

- (2) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者(身体障害者手帳の交付を受けている者で前号の規定に該当するものを除く。)のうち、次表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に掲げる重度障害の程度又は同表第1号表の3に掲げる傷病の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は傷病の程度
視覚障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症
聴覚障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症
平衡機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症
音声機能障害	特別項症、第1項症、第2項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
下肢不自由	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症、第5項症、第6項症、第1款症、第2款症、第3款症
体幹不自由	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症、第4項症、第5項症、第6項症、第1款症、第2款症、第3款症
心臓機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
じん臓機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
呼吸器機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症
小腸機能障害	特別項症、第1項症、第2項症、第3項症

- (3) 知的障害者については、療育手帳の交付を受けている者のうち重度の障害を有するもの。
(4) 精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち1級の障害を有するもの。